

「全国労働衛生週間に向けて」

さいたま労働基準監督署 署長 北川 敏子

福田会長様をはじめ、大宮地区労働基準協会会員の皆様には、日頃から労働基準行政の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年も9月を準備期間、10月1日から7日を本週間として全国労働衛生週間が実施されます。

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高めるとともに、職場での自主的な活動により労働者の健康を確保することなどを目的として昭和25年から実施され、今年で76回目を迎えます。

近年の労働者の健康をめぐる状況としては、高齢化の進行により一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっています。

このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にあります。

とりわけ、職場における熱中症については、全国の死亡者数が3年連続で30人を超えている状況等を踏まえ、令和7年6月1日から職場における熱中症対策が義務化されました。

また、令和6年度の業務災害に係る精神障害による労災認定件数は、過去最高となった令和5年度をさらに上回っており、引き続き、長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が求められます。化学物質による健康障害防止については、事業者が自らばく露防止措置を適切に実施する自律的管理が令和6年度に全面的に施行されているところですが、今後も対象となる化学物質の数は順次拡大することから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要です。

このような状況を踏まえ、埼玉第14次労働災害防止計画においては、「メンタルヘルス」「過重労働」「健康保持増進」のほか、「高年齢労働者の労働災害防止」「化学物質による健康障害防止」などの重点を定めて労働災害防止対策を進めております。

今年度の全国労働衛生週間のスローガンは、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」です。

各会員の皆様におかれましては、本週間の趣旨をご理解の上、事業者と労働者が連携・協力しながら、実施要綱に掲げられた実施事項に積極的に取り組んでいただき、誰もが心身ともに健康で笑顔あふれる職場を目指していただきますようお願いいたします。

結びに、大宮地区労働基準協会会員事業場の皆様の益々のご発展と健康で安心・安全な職場が築かれますことを祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

協会からのお知らせ

全国労働衛生週間説明会について

今年度の全国労働衛生週間説明会は9月4日(木)午後2時から、さいたま労働基準監督署・埼玉産業保健総合支援センターにご協力を頂き、オンラインにて実施させていただきます。働く人の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する意識を高めるとともに、労働者の健康を確保することなどを目的としています。詳細はHPをご覧ください。大勢の皆さんの参加をお待ち申し上げます。

大宮地区産業安全衛生大会について

今年度の大会は10月30日(木)午後2時から、オンラインにて開催を予定しています。詳細につきましては今回同封の2025年度「大宮地区産業安全衛生WEBセミナー」開催のご案内にてご確認し、お申込み下さい。多数の方のご参加をお待ち申し上げます。

2025年度 埼玉安全衛生表彰式

2025年度「埼玉安全衛生表彰式」は、7月3日(木)14時よりホテルブリランテ武蔵野に於いて開催され大宮地区労働基準協会からは2社1名が表彰されました。

一般社団法人埼玉労働基準協会連合会長賞

表彰の種類	事業場名・氏名
安全の部	ポーライト株式会社
労働衛生の部	一般社団法人 上尾中央医科グループ協議会
個人功労の部	河合 正

受賞されました皆様おめでとうございます

大宮地区労働安全衛生表彰式について

既に7月の協会報に各種表彰申請書を同封しておりますが、2025年11月21日(金)に清水園において「大宮地区労働安全衛生表彰式」を開催する予定となっております。式典では、昨年同様優良事業所並びに無災害事業場には表彰状をまた、優良労働者には表彰状と記念品を授与いたします。

受賞者の祝賀会も予定しておりますので、併せてご参加下さいますようお願い致します。

(詳細は後日、表彰対象者様宛に郵送又はメールにて出欠のご連絡をさせていただきます。)

労働衛生対策

健康管理の推進

職場における健康診断は、労働者の健康状態の経時的変化を含めて総合的に把握した上で、労働者が常に健康に働けるよう保健指導、作業管理や作業環境管理にフィードバックさせなければなりません。

労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する一般健康診断、有害な業務等に従事する労働者に対しては特殊健康診断として、それぞれ必要な健康診断項目が定められています。

9月は、全国労働衛生週間準備月間です。春季に実施できなかった事業所は、この機会に実施し、従業員が健康で安心して働ける作業環境を築いて下さい。

一般健康診断の種類	法令で義務付けられている特殊健康診断の種類	
①雇入れ時健康診断 安衛則第43条	①粉塵作業従事者 じん肺法第3条	②有機溶剤取扱者 有規則第29条
②定期健康診断 安衛則第44条	③四アルキル鉛取扱者 四アルキル則第22条	④鉛等を取扱従事者 鉛則第53条
③特定業務従事者の健康診断 安衛則第45条	⑤特定化学物質取扱者 特化則第39条	⑥高気圧作業従事者 高圧則第38条
④海外派遣労働者の健康診断 安衛則第45条2	⑦電離放射線従事者 電離則第56条	⑧アスベスト取扱従事者 石綿則第40条

※一般健康診断は、1回/年以上

※特殊健康診断は1回/6ヶ月